

令和4年度 第4回庁議要旨

日時：令和4年5月24日（火）
午前9時～午前9時20分
会場：庁議室

[審議事項]

1 株式会社ポプラ社との包括連携協定の締結について（復興企画部）

株式会社ポプラ社では、事業の柱である読書推進に加え、食育推進や生物多様性の保全など幅広い分野における社会貢献活動に取り組んでおり、本市においても、子どもセンターらいつでの親子向け読み聞かせ講座の開催や、同センターへの図書の寄贈等を行っている。

この度、同社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた

株式会社ポプラ社との包括連携協定締結により、読書や学習環境の充実を図るなど、子どもたちの幸せな未来に向けた取組を進め、持続可能な社会づくりと相互の発展を図るもの。

(1) 主な内容

① 連携事項

- (ア) 読書環境の向上と読書の促進に関すること
- (イ) 絵本等のコンテンツを活用した魅力ある街づくりに関すること
- (ウ) 有機農業を中心とした食農教育に関すること
- (エ) 自然体験プログラムに関すること
- (オ) SDGsの普及啓発に関すること
- (カ) シティプロモーションに関すること
- (キ) その他目的を達成するために必要な事業に関すること

② 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和4年6月3日 包括連携協定締結式

[報告事項]

1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長及び求職活動要件の緩和について（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、令和3年7月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給している。

今般、政府においてコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が閣議決定され、自立支援金の申請期限の延長及び求職活動要件を緩和する旨の通知がなされた。

自立支援金の申請期限の延長により、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の自立を図る。

(1) 主な内容

令和4年6月30日までとしていた申請期限を令和4年8月31日まで延長する。

求職活動要件として設けている

- ・月2回以上、公共職業安定所等での職業相談等
 - ・原則週1回以上、求人先に応募を行うまたは求人先の面接を受ける
- について、当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和する。

なお、その他の対象要件、支給内容等については、従前のおり。

(2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算について提案

宮城県社会福祉協議会から支給要件該当者の提供を受け、随時郵送により通知
新聞掲載、市ホームページ等による周知

2 住居確保給付金支給事業の特例措置の延長及び求職活動要件の緩和について（保健福祉部）

生活保護に至る前段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方やそのおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当分を支給する住居確保給付金の支給を実施している。

今般、政府においてコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が閣議決定され、住居確保給付金の支給に係る特例措置の延長及び求職活動要件を緩和する旨の事務連絡がなされた。

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の住居の安定確保を図る。

(1) 主な内容

令和4年6月30日までとしていた再支給の申請期限を令和4年8月31日まで延長する。

また、令和4年6月30日までとしていた住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例措置を令和4年8月31日まで継続する。

求職活動要件として設けている

- ・月2回以上、公共職業安定所等での職業相談等
 - ・原則週1回以上、求人先に応募を行うまたは求人先の面接を受ける
- について、当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和する。

なお、その他の対象要件、支給内容等については、従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和4年6月 住居確保給付金の特例措置について省令改正予定

新聞掲載、市ホームページ等による周知

3 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の実施について（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯は、食費等の物価高騰等に直面している。

今般、政府においてコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が閣議決定され、子育て世帯生活支援特別給付金の実施について、厚生労働省子ども家庭局から通知がなされた。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯等の生活支援を図る。

(1) 主な内容

低所得の子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、特別給付金を支給する。

① 支給対象者

(ア) 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）

- a 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- b 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- c 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

(イ) 令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）

- a 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- b 上記以外で子どもを養育する者で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減収した者

※子どもの対象年齢：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

② 支給見込世帯数 2,350世帯（児童4,200人）

[内訳] (ア) 1,600世帯（児童2,700人）

(イ) 750世帯（児童1,500人）

③ 給付金額 児童一人当たり一律5万円

④ 給付時期

支給対象者のうち

上記①（ア）のaの児童扶養手当受給者（申請不要）：令和4年6月下旬支給予定

上記①（ア）のb、cの対象者：申請に基づき令和4年7月頃から順次支給

上記①（イ）のaの児童手当等受給者（申請不要）：令和4年7月中旬支給予定

上記①（イ）のbの対象者：申請に基づき令和4年7月頃から順次支給

(2) 今後の予定

令和4年6月 関係補正予算の専決処分（令和4年5月11日）について、市議会に報告し、その承認を求める。

石巻市令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業実施要綱の制定
（告示の日から施行予定）

市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。

【その他】

無し。

以上